

# 御木沢地区防災計画

2023年3月●●日作成

御木沢自主防災会

## 目 次

1. 基本的な考え方	1
2. 計画対象地区と策定主体	2
3. 活動内容	2
4. 自主防災組織体制	4
5. 地区情報	5
6. 地区防災マップ	6
7. 避難行動要支援者の避難	16
8. 避難所運営	17
9. 備蓄物資・資機材等	18
10. 実践と検証	19

## 1. 基本的な考え方

我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画（中央防災会議策定）」と、地方レベルの都道府県及び市町村の「地域防災計画（都道府県・市町村防災会議策定）」があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。近年ではこれまでの季節性災害の他に、気候変動に伴う局地的自然災害や広域的激甚災害が頻発してきています。災害発生直後には、道路交通網の寸断や火災の同時多発、インフラの遮断などにより、消防や警察、各自治体などの防災機能が十分に発揮できない場合もあります。そこで東日本大震災や阪神・淡路大震災などの教訓を受け、近年では防災都市づくりの推奨がなされるようになりました。防災対策には、これまでの広域的な国レベルや地方自治体レベルでの防災計画で対応する公助、共助の範疇だけではなく、各街に住む住民一人一人の命と安全を守るために地域住民の共助、自助が対策の重要な位置づけとなってきます。

これらのことから、平成 25 年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。これを受け、この度、三春町「元町・栄町地区」、「平沢 1 区・2 区地区」、「御祭地区」、「七草木地区」の 4 地区共通の地区防災計画を策定することを試みることにしました。「隣近所と近隣地域の協力体制」、「自分たちの街は自分たちで守る」そして「この街に住む住民一人一人の命と安全を守る」という心構えで、これからも地域みんなで助け合いながら、災害に強い街づくりを進めていきます。

\* 参考文献：地区防災計画ガイドライン：内閣府（防災担当），平成 26 年 3 月

## 2. 計画対象地区と策定主体

### (1) 計画対象地区

「御木沢地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

対象地区	世帯数	人口
御木沢地区	478世帯	1,446人
元町区	120世帯	278人
栄町区	69世帯	234人
平沢1区	85世帯	228人
平沢2区	47世帯	150人
御祭3区	62世帯	243人
御祭4区	38世帯	135人
七草木区	57世帯	178人

(令和5年2月1日現在)

### (2) 計画策定主体

「御木沢地区防災計画」は下記の団体が定めます。

団体名称	所在地	活動拠点
御木沢自主防災会	三春町大字平沢字東 333-2	御木沢地区公民館

## 3. 活動内容

### (1) 平常時の取組

いざという時に地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

#### ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

#### イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険は場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

#### ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日

頃の点検や使い方を確認します。

## エ 防災訓練

防災訓練は、いざという時、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

## (2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

### ア 情報収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

### イ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

### ウ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

また、医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

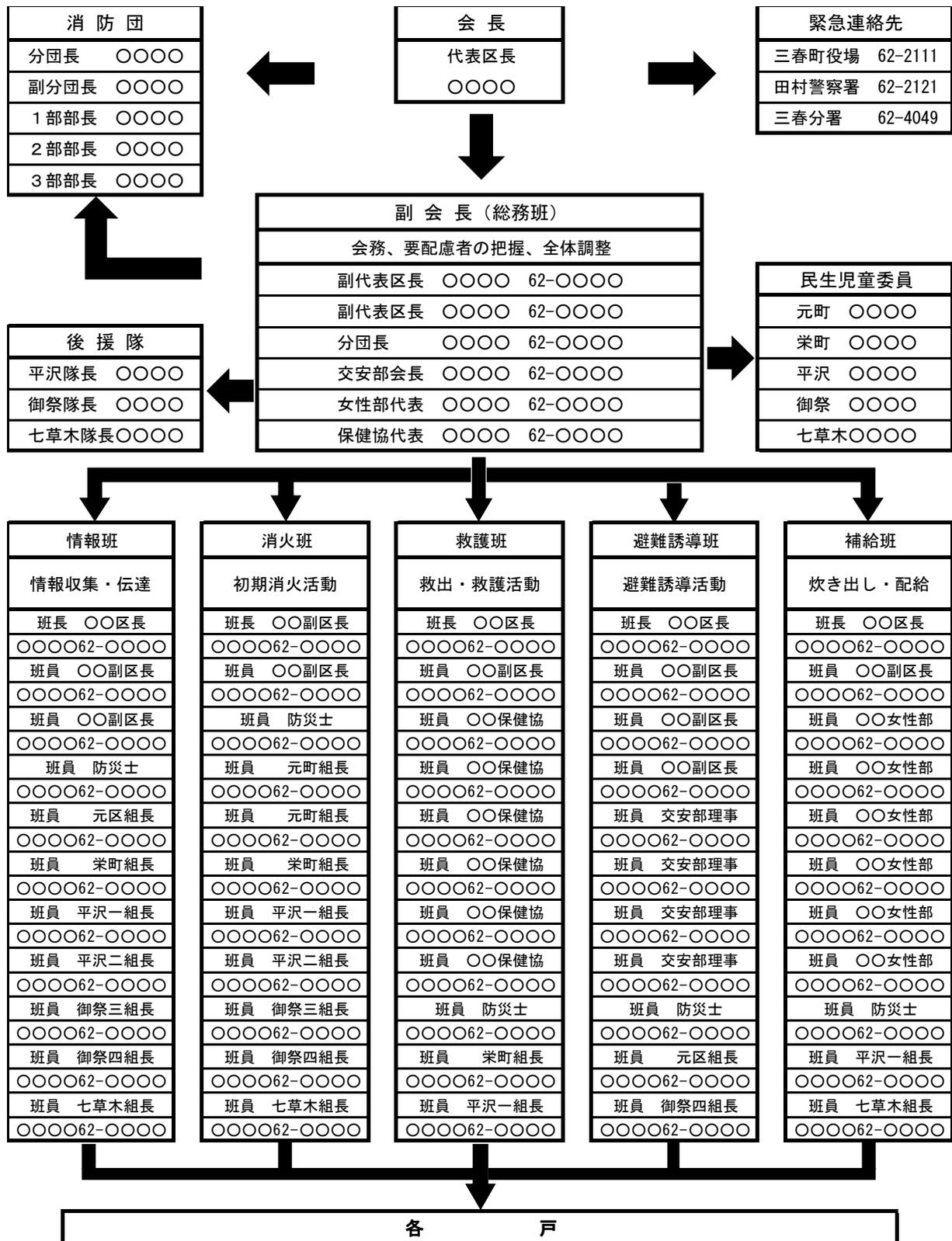
### エ 避難誘導活動

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

### オ 炊き出し・配給

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

## 4. 自主防災組織体制



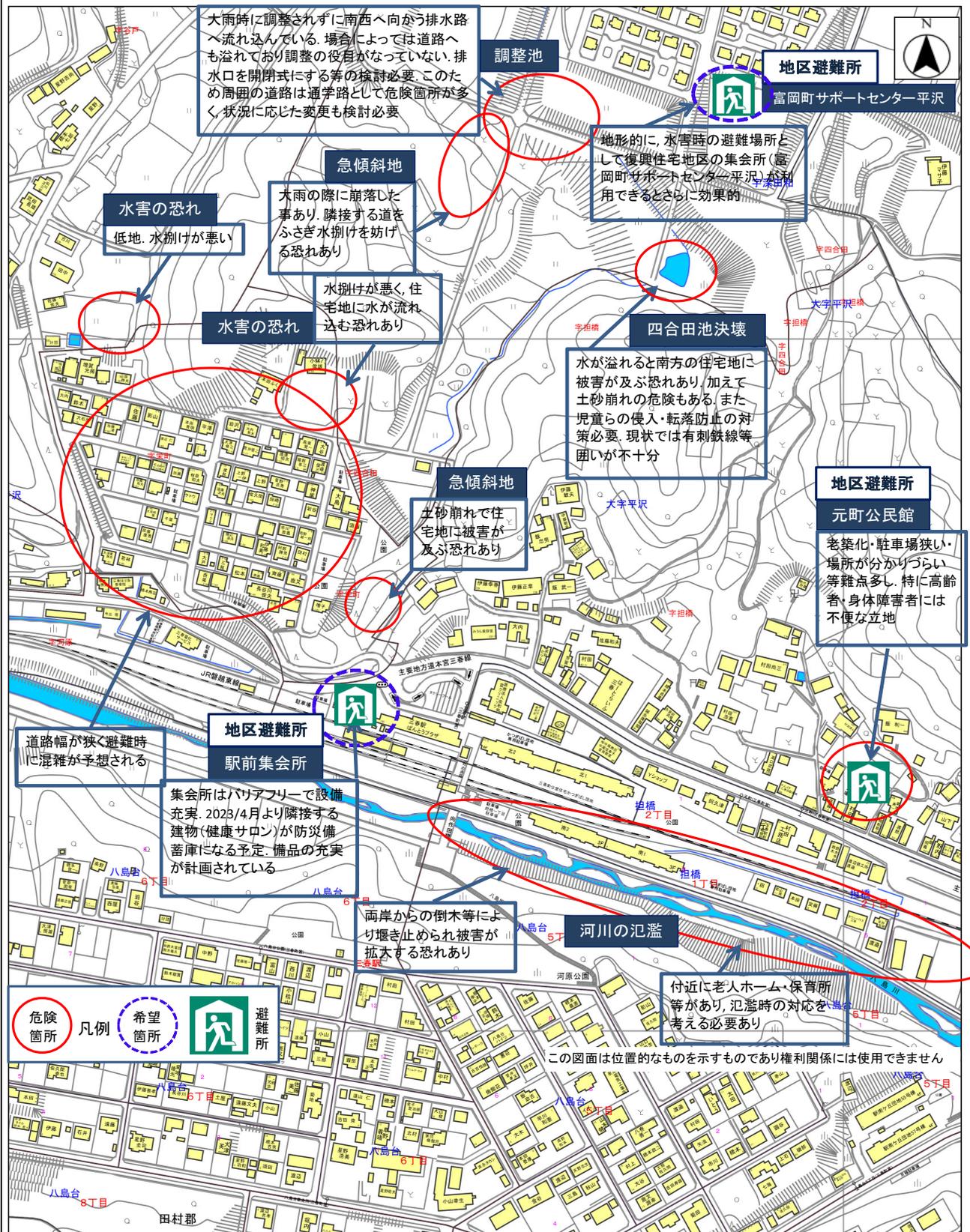
※担当者は、毎年更新を行い、年度初めに各世帯に配布する。

## 5. 地区情報

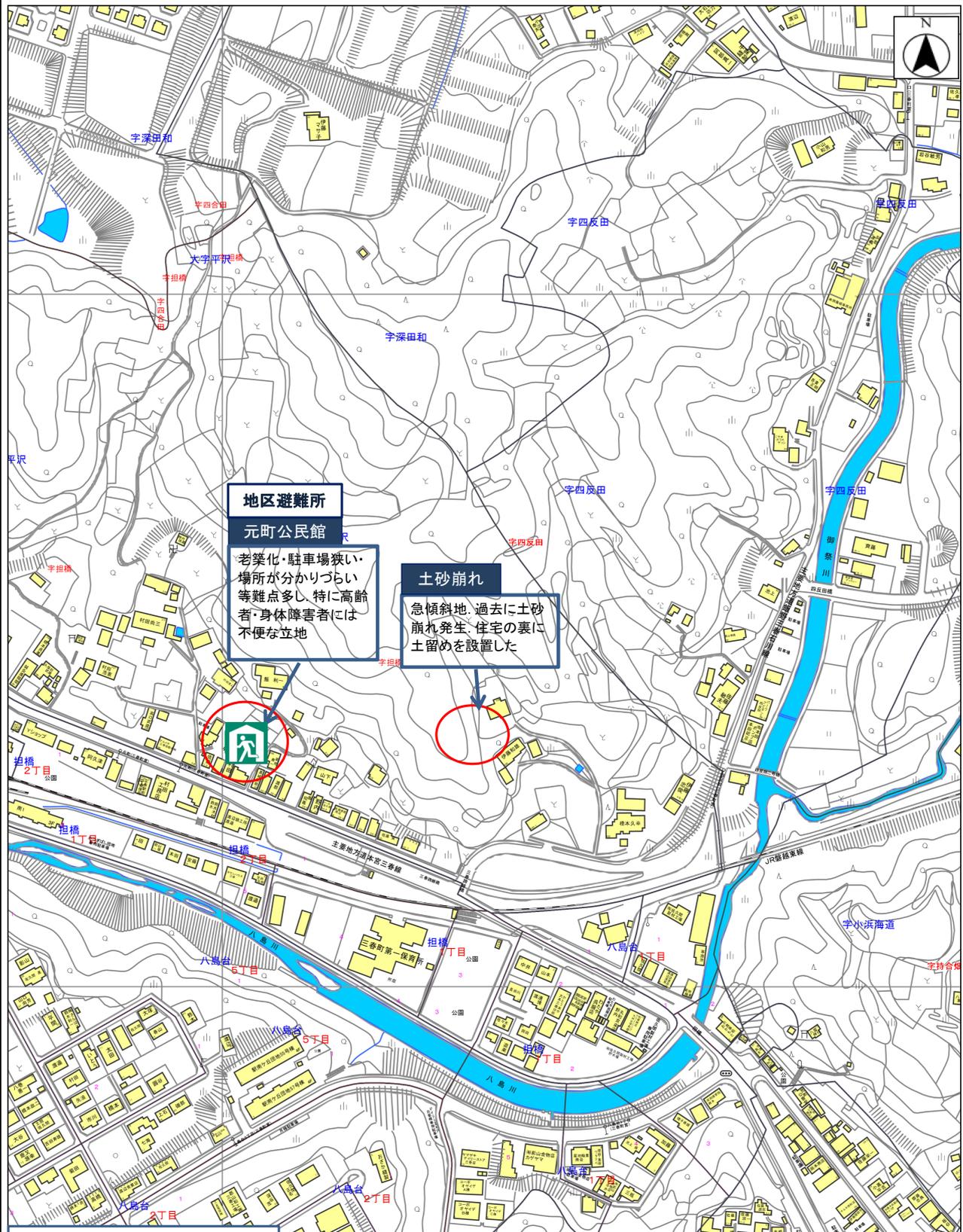
三春町役場	字大町1-2	62-2111	
三春町役場総務課自治防災グループ	字大町1-2	62-1114	
田村警察署	大字熊耳字下荒井194	62-2121	
田村消防署三春分署	字亀井88	62-4049	
御木沢地区公民館	大字平沢東333-2	62-8471	広域指定避難所
三春町立御木沢小学校	字樋ノ口111	62-3368	広域指定避難所
元町公民館	大字平沢字担橋396		地区指定避難所
駅前集会所	大字平沢字担橋649		地区指定避難所
平沢2区公民館	大字平沢字東34		地区指定避難所
御祭3区集会所	大字御祭字松ヶ作189		地区指定避難所
御祭4区集会所	大字御祭字堀ノ内136		地区指定避難所
七草木集会所	大字七草木字館下266		地区指定避難所
富岡町サポートセンター平沢	大字平沢字四合田240-7	62-3010	地区指定避難所
三春町福祉会館	字南町1	62-8586	
町立三春病院	字六升蒔50	62-3131	
三春町企業局	大字込木字大志田201	62-2500	
東北電力ネットワーク郡山電力センター	郡山市字細沼町1-5	0120-175-366	
N T T 東日本-福島郡山支店	郡山市駅前1-10-1	113 or 0120-444-113	

## 6. 地区防災マップ

### 元町・栄町 防災マップ①



# 元町・栄町 防災マップ②



**地区避難所**  
元町公民館

老築化・駐車場狭い・  
場所が分かりづらい  
等難点多し、特に高齢  
者・身体障害者には  
不便な立地

**土砂崩れ**

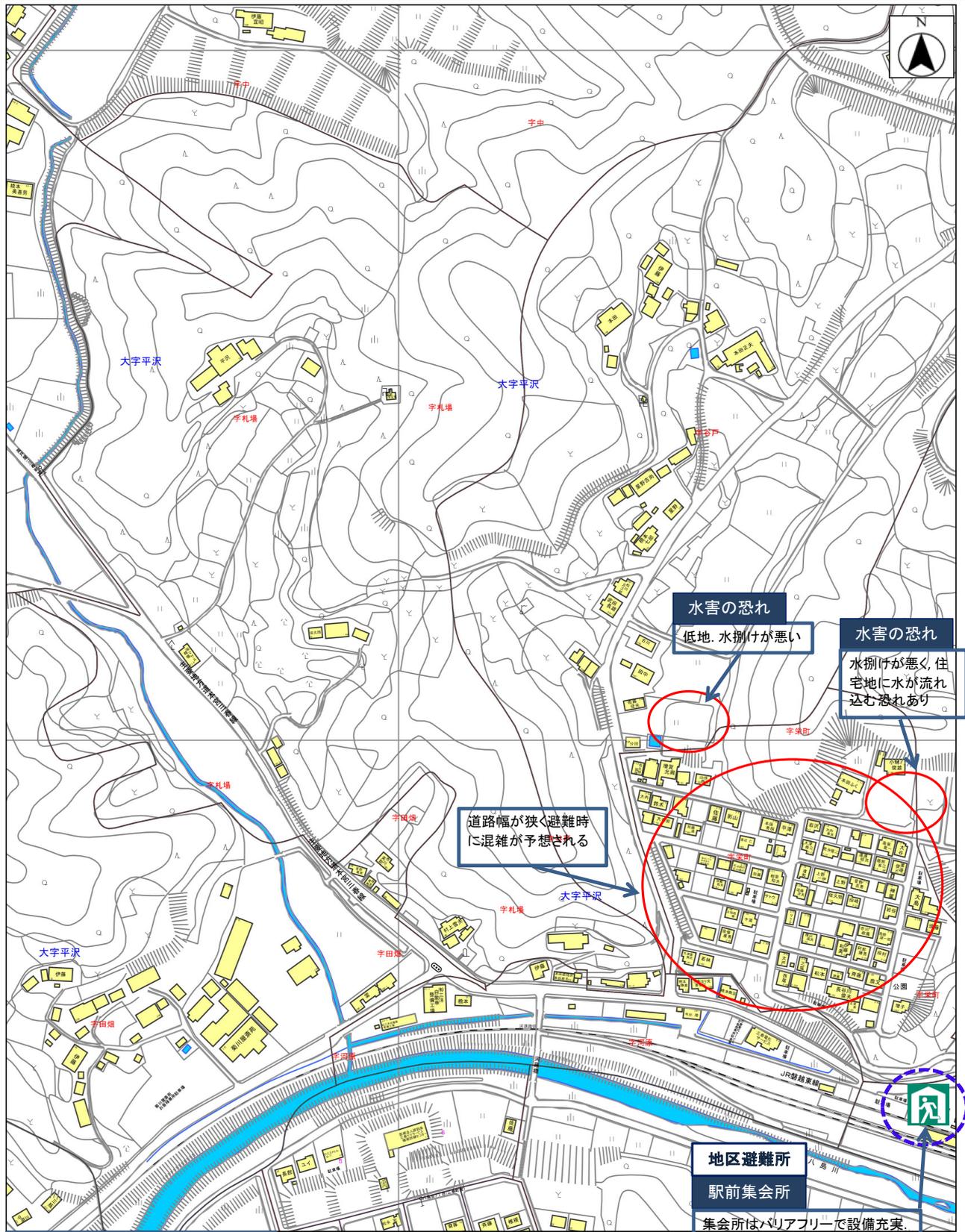
急傾斜地。過去に土砂  
崩れ発生。住宅の裏に  
土留めを設置した

危険箇所
凡例
希望箇所


 避難所

この図面は位置的なものを示すものであり  
権利関係には使用できません

# 平沢1区 防災マップ①

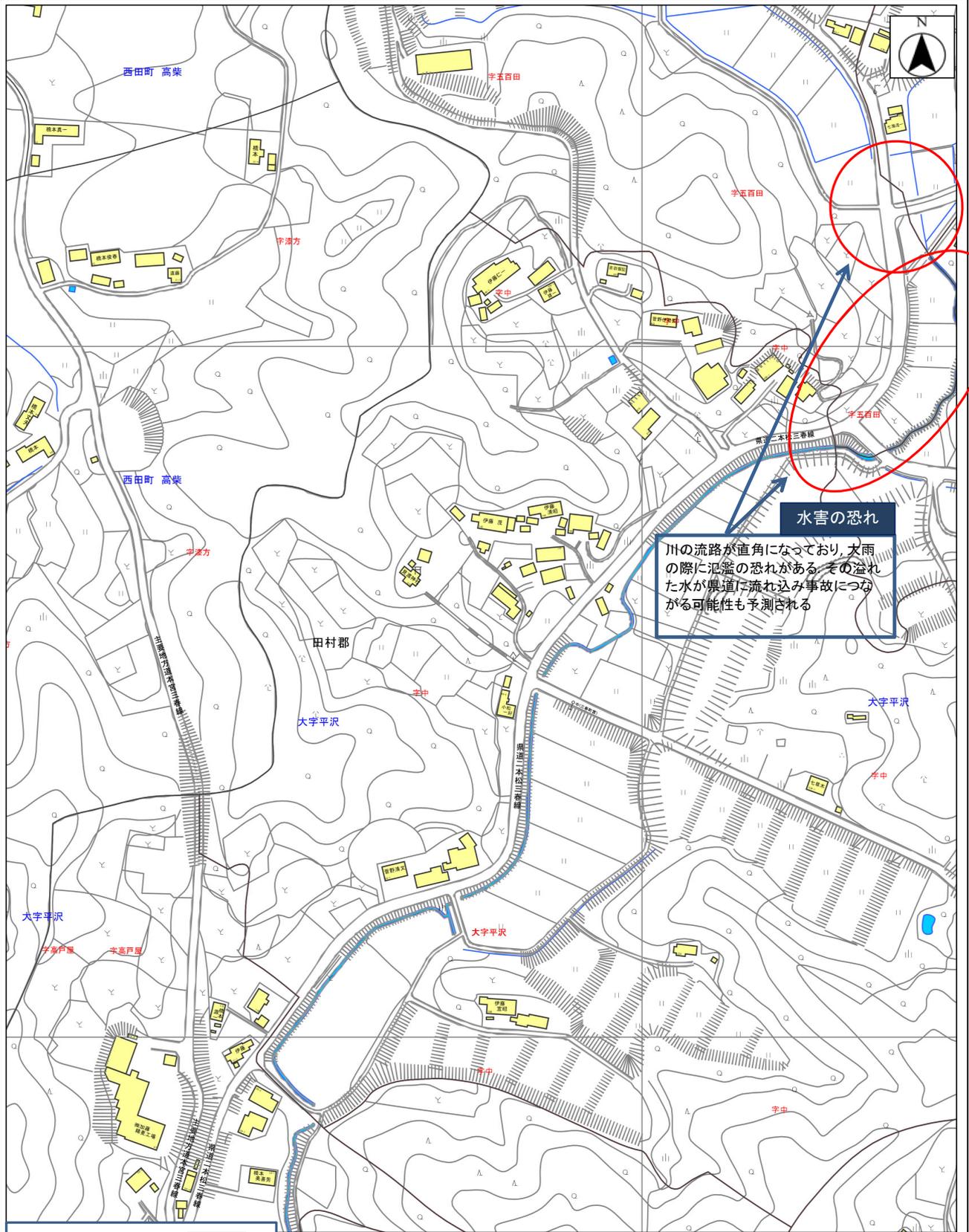


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

**地区避難所**  
駅前集会所

集会所はバリアフリーで設備充実。  
2023/4月より隣接する建物(健康サロン)が防災備蓄庫になる予定。  
備品の充実が計画されている

# 平沢1区 防災マップ②

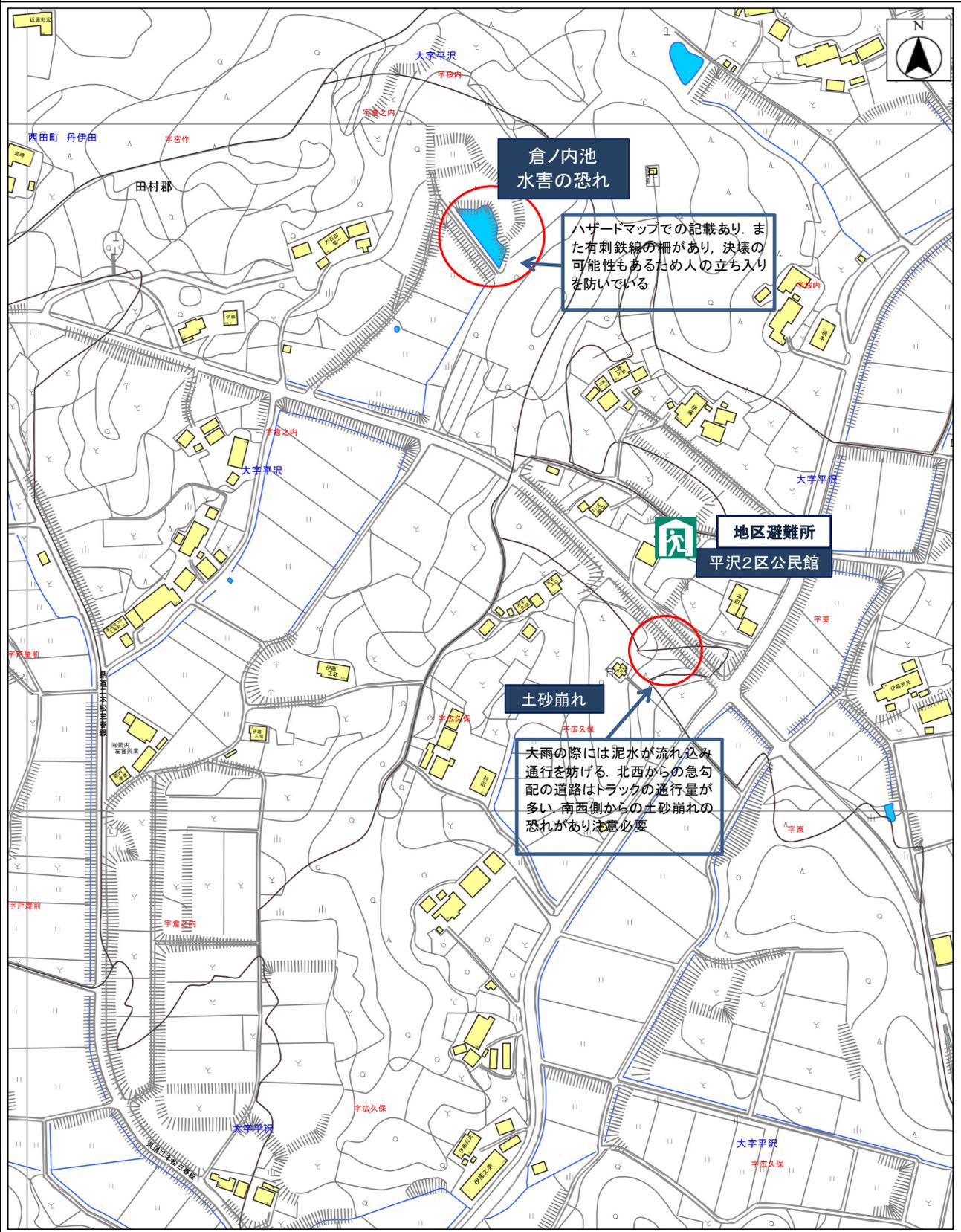


**水害の恐れ**  
 川の流路が直角になっており、大雨の際に氾濫の恐れがある。その溢れた水が県道に流れ込み事故につながる可能性も予測される

危険箇所
凡例
希望箇所


 避難所

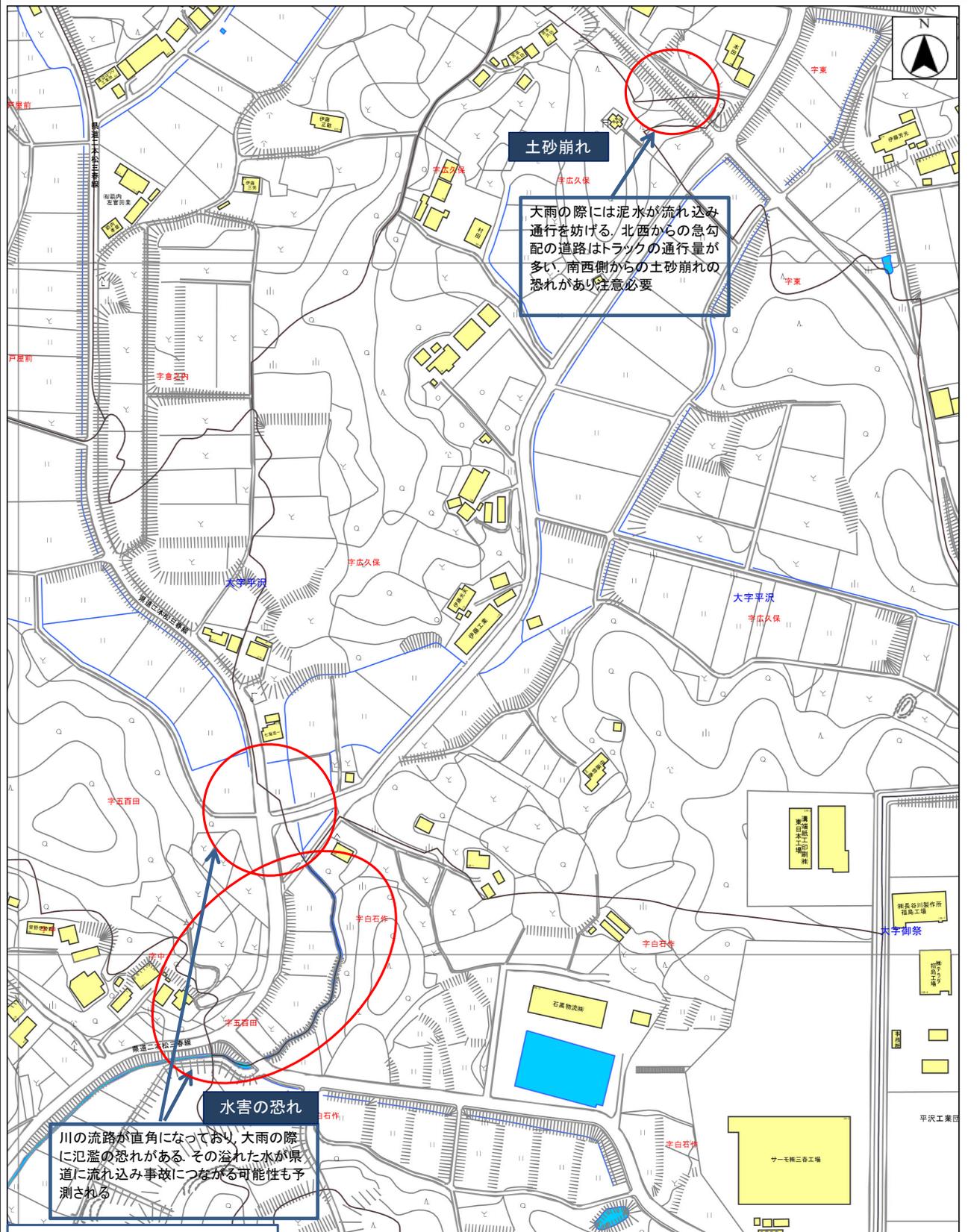
この図面は位置的なものを示すものであり  
 権利関係には使用できません



危険箇所
凡例
希望箇所
避難所

この図面は位置的なものを示すものであり  
権利関係には使用できません

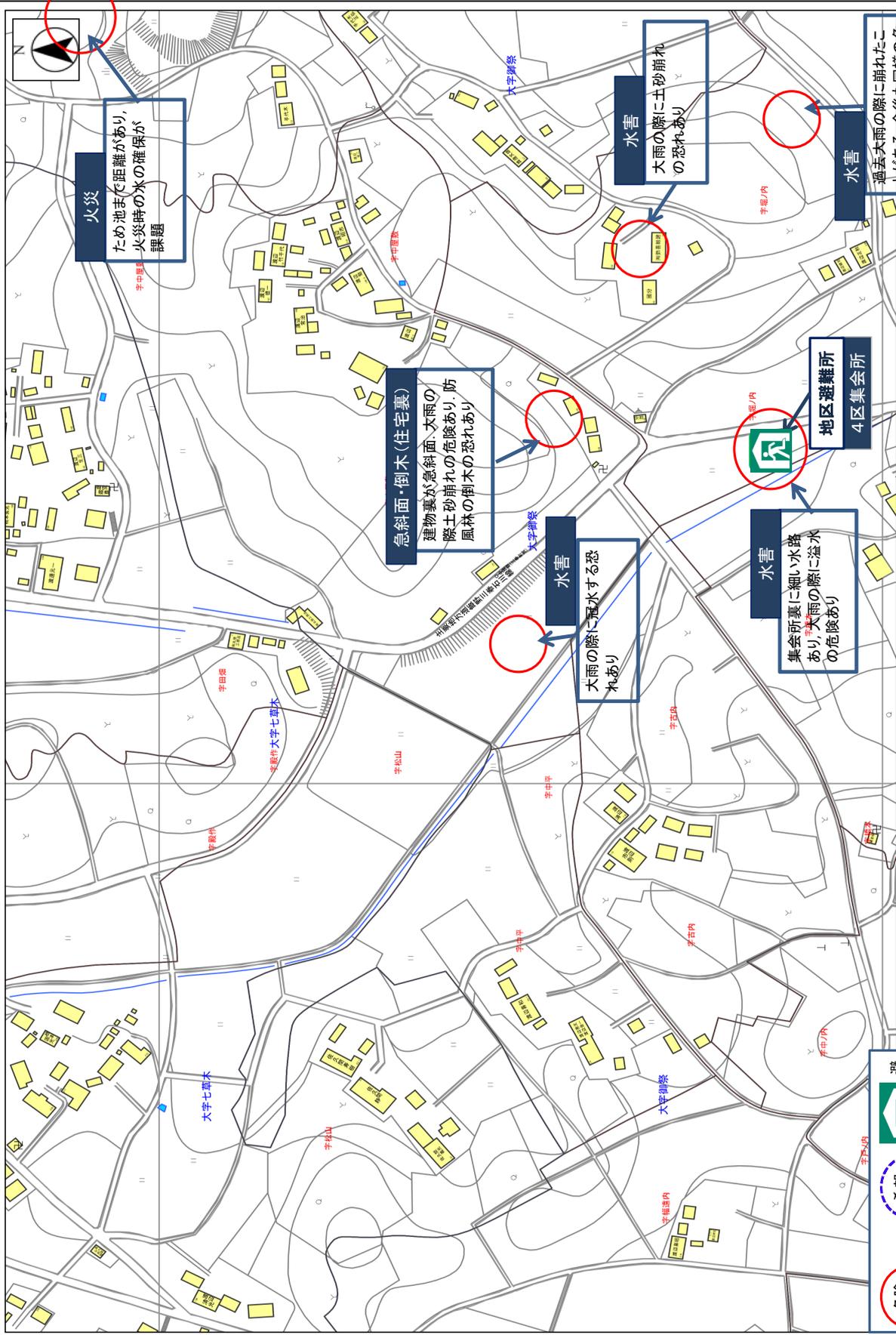
# 平沢2区 防災マップ②



危険箇所
希望箇所
避難所

この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

# 御祭3区・4区 防災マップ①



**火災**  
ため池まで距離があり、  
火災時の水の確保が  
課題

**急斜面・倒木(住宅裏)**  
建物裏が急斜面、大雨の  
際土砂崩れの危険あり、防  
風林の倒木の恐れあり

**水害**  
大雨の際に冠水する恐  
れあり

**水害**  
大雨の際に土砂崩れ  
の恐れあり

**水害**  
集会所裏に細い水路  
あり、大雨の際に溢水  
の危険あり

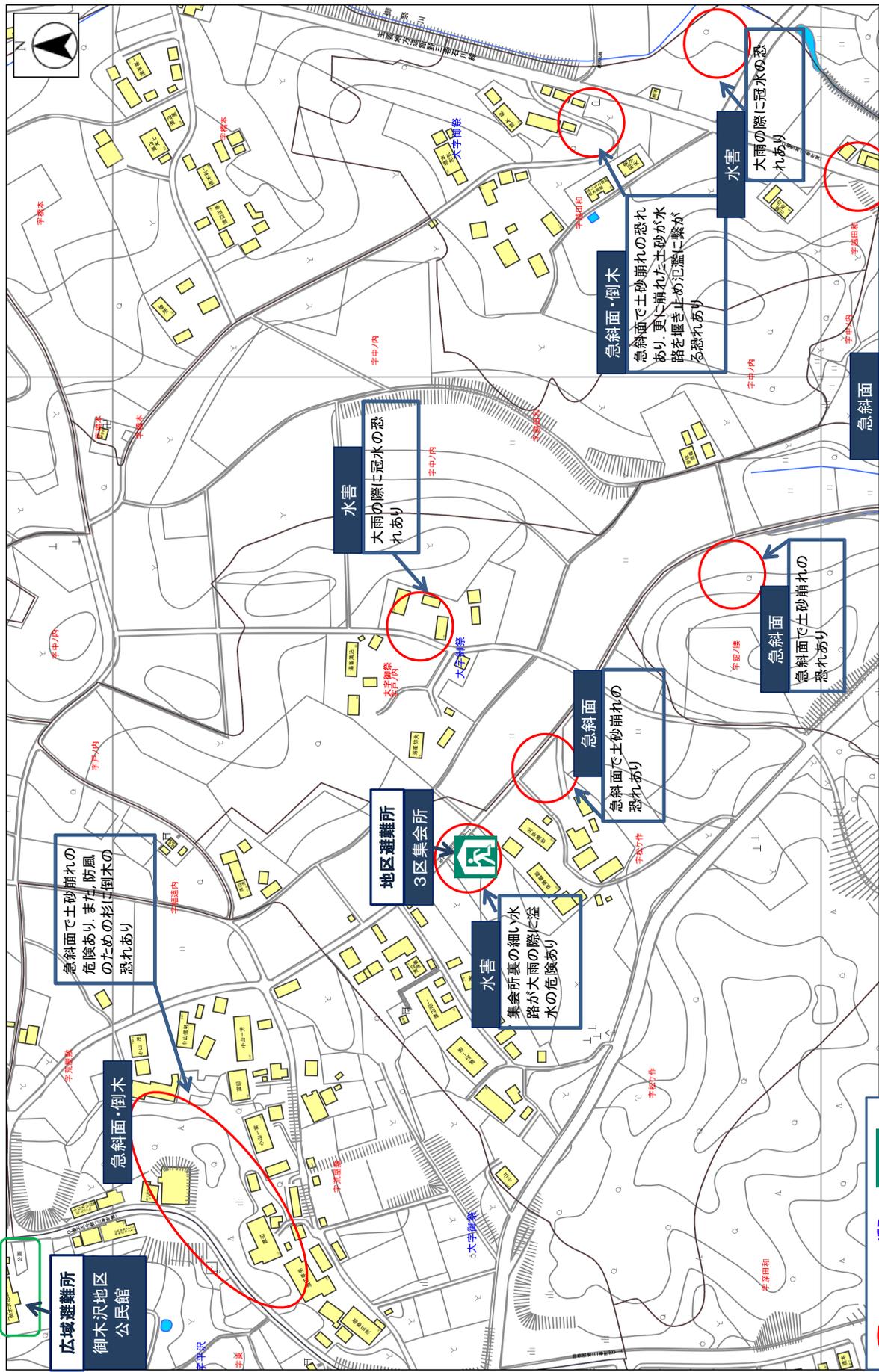
**地区避難所**  
4区集会所

**水害**  
過去大雨の際に崩れたこ  
とがある、今後も同様の危  
険あり

- 凡例**
- 危険箇所
  - 希望箇所
  - 避難所

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

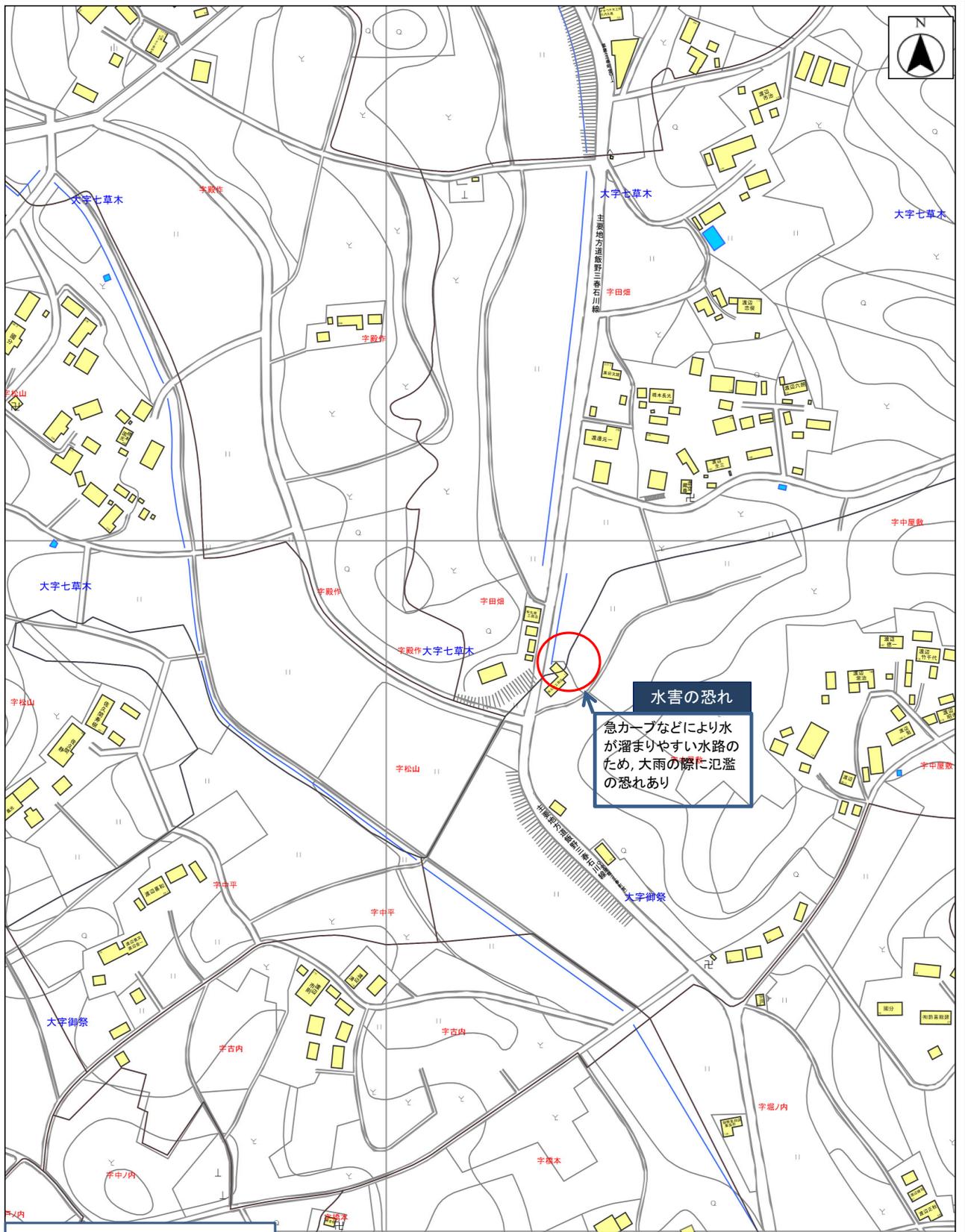
# 御祭3区・4区 防災マップ②



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



# 七草木 防災マップ①



**水害の恐れ**  
 急カーブなどにより水が溜まりやすい水路のため、大雨の際に氾濫の恐れあり

	凡例		
--	----	--	--

この図面は位置的なものを示すものであり  
 権利関係には使用できません



## 7. 避難行動要支援者の避難

災害発生時には、一人暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯を含む）、要介護者、障がい者等の災害時避難行動要支援者に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区内のコミュニティ形成に努め、災害時避難行動要支援者の把握、支援体制について情報共有を行うものとします。

### （1）災害時避難行動要支援者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時避難行動要支援者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア等との情報共有を行うものとします。

### （2）災害時避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、防災訓練等において訓練として実施します。

### （3）災害時避難行動要支援者の避難支援

町から避難指示等が出た時又は、災害状況により避難の必要がある時は、災害時避難行動要支援者が安全に避難場所へ避難できるように支援を行うものとします。

### （4）避難行動要支援者の個別避難計画の策定

避難行動要支援者名簿への登載者については、避難するための方法の一つとして、自主防災会や民生児童委員等と協力し「個別避難計画」の策定を行い、災害時にはどのような方法で避難したらよいかを事前に決めておくものとします。

※1 個別避難計画とは、避難行動要支援者が、災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、あらかじめ確認しておいていただくために、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難計画です。

※2 個別支援計画を作成する対象者は、災害時避難行動要支援者名簿に登録している人で、その名簿の内容を開示することについて同意している人です。

## 8. 避難所運営

### 避難所運営（案）

#### 1 避難所の開設

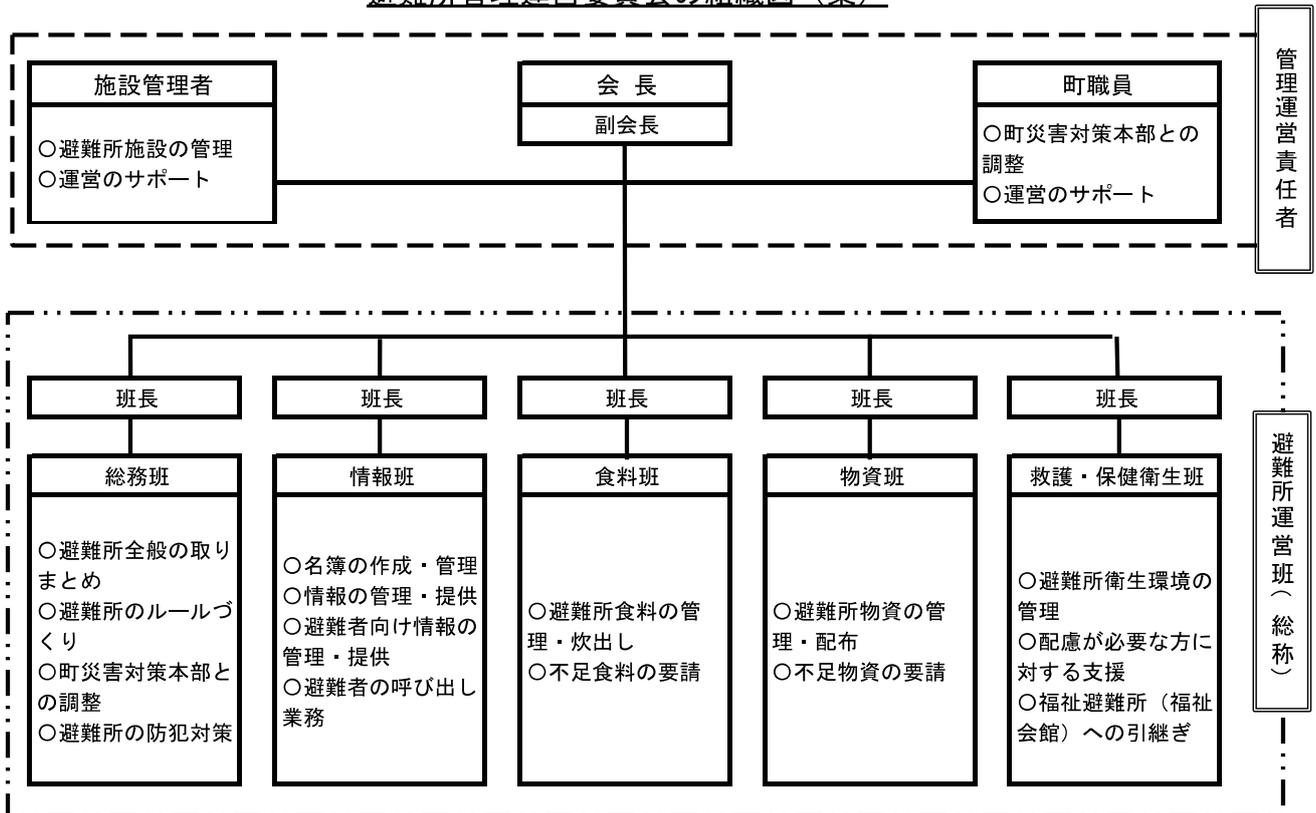
大規模な災害が発生又は発生する恐れがある場合、広域避難所は、町が開設する。地区避難所は、災害の状況に応じ、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案の上、区長が開設する。

#### 2 避難所の運営

避難所の運営は、御木沢地区自主防災会がリーダーとなり、避難者の代表及び関係団体・組織の代表等で構成された避難所管理運営委員会を組織する。この委員会が主体となって自主的で円滑な避難所の管理・運営を行うこととする。

#### 3 避難所管理運営委員会

避難所管理運営委員会の組織図（案）



## 9. 備蓄物資・資機材等

防災資機材保管場所は「御木沢地区消防防災センター」とする。

目的	資機材
①情報収集・伝達	トランジスタメガホン、携帯用ラジオ、トランシーバー、ビブス、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
②初期消火	消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ 等
③水防	ブルーシート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウインチ、防煙・防塵マスク、ヘッドライト等
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥避難所運営協力	リヤカー、発電機、コードリール、警報器具、投光器、標識版、標識、強力ライト、寝袋、簡易トイレ、乾電池、非常用飲料水ポリタンク、ガソリン携行缶 等
⑦炊き出し・給水	炊飯器、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク 等
⑧その他	携帯電話機用充電器 等

## 10. 実践と検証

### (1) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、町や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 応急訓練（救命講習）
- エ 初期消火訓練
- オ 炊き出し・配給訓練
- カ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直します。

### (2) 地区防災計画の見直し

この地区防災計画は、地区の現状や活動状況、防災対策の進捗状況に見合うように、また、直近に発生した各地の災害における教訓などを参考にしながら、定期的に見直し、更新することとします。